五～五の三　（略）	五～五の三　（略）
五の四　医療観察心理支援加算の施設基準	五の四　医療観察心理支援加算の対象者
当該指定通院医療機関内に専任の常勤の精神保健指定医が一名以上配置されていること。	心的外傷に起因する症状を有する患者
五の五　医療観察療養生活継続支援加算の施設基準	（新設）
療養生活を継続するための支援を行うにつき十分な体制が確保されていること。	
六　（略）	六　（略）
七　医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準	七　医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　医療観察認知療法・認知行動療法ハにあっては、(1)の基準に加え、当該指定通院医療機関内に認知行動療法的アプローチに基づく心理支援に係る経験等を有する専任の常勤公認心理師が一名以上配置されていること。	（新設）
八・九　（略）	八・九　（略）
九の二　医療観察訪問看護基本料の注３に規定する厚生労働大臣が定める通院対象者	（新設）
精神保健福祉法第二十条、第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項から第三項まで又は第三十三条の六第一項若しくは第二項の規定により入院している者であって、在宅療養に備えて一時的に外泊している通院対象者	
十　医療観察訪問看護管理料の施設基準	十　（略）
(1)　医療観察機能強化型訪問看護管理料１の施設基準	（略）
訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号。以下「訪問看護基準告示」という。）の第一の六の(1)に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出ていること。	
(2)　医療観察機能強化型訪問看護管理料２の施設基準	
訪問看護基準告示の第一の六の(2)に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出ていること。	
(3)　医療観察機能強化型訪問看護管理料３の施設基準	
訪問看護基準告示の第一の六の(3)に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出ていること。	
(4)　医療観察機能強化型訪問看護管理料４の施設基準	
訪問看護基準告示の第一の六の(4)に規定する施設基準に適合していること。	
十の二　（略）	
十一　（略）	十一　（略）

○厚生労働省告示第百四十八号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第六十八号）の施行に伴い、並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の十四の二第二項第一号及び第五条の十四の三第三項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法施行令第五条の十四の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額及び同令第五条の十四の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が認める場合等を次のように定め、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から適用する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法施行令第五条の十四の二第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額及び同令第五条の十四の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が認める場合等

1　医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第５条の14の２第２項第１号の厚生労働大臣が定める額は、０円とする。

2　令第５条の14の３第３項の厚生労働大臣が認める場合は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第69条の３の規定により厚生労働大臣に委託をする者が、令第５条の14の３第２項第２号若しくは第３号に掲げる者又はこれらの者のみにより構成されている団体である場合とする。